

平成 27 年 3 月 27 日
内閣府政策統括官
(原子力防災)
福井エリア地域原子力防災協議会作業部会

福井エリア地域原子力防災協議会作業部会における分科会の設置について（案）

「地域原子力防災協議会の設置について」（平成 27 年 3 月 20 日内閣府政策統括官（原子力防災担当）を踏まえ、福井エリア地域における協議のあり方について以下のとおり見直しを行う。

記

1. 分科会の設置

福井県に設置されている各発電所を基準として、福井エリア地域原子力防災協議会作業部会に下記の分科会を設置する。

敦賀地域分科会（※）
美浜地域分科会
大飯地域分科会
高浜地域分科会

※ 敦賀地域の基準となる発電所については、日本原子力発電株式会社敦賀発電所、日本原子力、独立行政法人日本原子力研究開発機構原子炉廃止措置研究開発センター及び独立行政法人日本原子力研究開発機構高速増殖炉研究開発センターとなる（その他の美浜、大飯、高浜地域については関西電力株式会社美浜発電所、同大飯発電所、同高浜発電所となる。）。

2. 設置の目的

各地域に特化して解決すべき課題について、集中協議して成果を得るため。

3. 設置の期間

特に期間は定めず、必要の都度開催する方針とする。

4. 関係機関等

関係機関等については、下記のとおり。

(1) 自治体等

	自治体
敦賀地域分科会	福井県、岐阜県、滋賀県、関西広域連合
美浜地域分科会	
大飯地域分科会	福井県、滋賀県、京都府、関西広域連合
高浜地域分科会	福井県、滋賀県、京都府、関西広域連合

(2) 関係機関等

必要に応じて、下記の機関等についても参加を要請する（なお、記載以外の機関についても必要があれば参加を要請する）。

関係府県警察、関係する高速道路株式会社（支社）、原子力事業者、
関係省庁、関係省庁の地方機関 等

5. 備考

(1) 分科会における確認・了解・合意等の範囲については、「その協議の範囲内」となる。よって、福井エリア全体として確認等が必要な場合は、分科会における確認後、福井エリア地域原子力防災協議会作業部会において確認する。

(2) 本分科会設置以前から、検討チーム内に

敦賀・美浜サイト渋滞抑制対策協議

大飯・高浜サイト渋滞抑制対策協議

を設置して協議を重ねてきたところであるが、同協議については「分科会」の一課題として引き続き取り組む方針。

以 上

福井エリアにおける検討体制について

国(内閣府)

原子力防災会議

地域原子力防災協議会

全国13地域に地域原子力防災協議会作業部会を設置(平成27年3月)

13地域とは「泊、東通、女川、福島、東海第二、柏崎刈羽、志賀、福井エリア、浜岡、島根、伊方、玄海、川内」の各地域のこと。

【基本構成】

内閣府原子力防災専門官(現地)
内閣府政策統括官付(地域防災担当)
都道府県担当者(課長級等)
関係省庁担当者 等

【設置の趣旨】

地域防災計画(避難計画含む)の内容を充実するため、自治体だけでは解決が困難な課題の解決を、関係省庁とともに支援するため。

福井エリア

【個別課題協議】

・渋滞抑制対策協議(敦賀・美浜サイト、大飯・高浜サイト)

広域的な地域防災に関する協議会

【構成】

副知事(福井県、岐阜県、滋賀県、京都府)
内閣府原子力災害対策担当室長(※当時役職)
関西広域連合広域防災局長(オブザーバー)

広域的な原子力災害に関するワーキンググループ(福井エリア)

<略称「WG(福井エリア)」>(設置:平成25年5月)

国が設置した地域原子力防災協議会作業部会とWGは同一の関係

敦賀地域
分科会

美浜地域
分科会

大飯地域
分科会

高浜地域
分科会

※個別サイトに特化して協議する場合など必要に応じて開催

【参加機関】 福井県、滋賀県、京都府、岐阜県、関西広域連合、関係機関、原子力規制庁、内閣府 等

WGの下に検討チームを設置(平成25年5月第1回WG)

広域的な地域防災の検討チーム

広域避難計画

渋滞抑制対策協議(敦賀・美浜、大飯・高浜)
については分科会に引継ぎ

緊急時モニタリング

※広域避難計画、緊急時モニタリングを含む個別の技術課題については、分科会で検討

地域原子力防災協議会の設置について

平成27年3月20日
内閣府政策統括官
(原子力防災担当)

1. 協議会設置の趣旨

○平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会(以下「協議会」という。)」を設置する。

2. 協議会の運営

- 協議会は、(別紙1)の13地域に設置する。
- 協議会の基本構成員は(別紙2)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 各協議会に、構成員を補佐するため、作業部会を置く。
- 作業部会の基本構成は(別紙3)とするが、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定する。
- 協議会及び作業部会の庶務は、内閣府原子力防災専門官が、内閣府政策統括官(原子力防災担当)の協力を得て行う。
- 協議会を開催した場合は、内閣府政策統括官(原子力防災担当)は、その議事要旨を作成し、内閣府ホームページで公表する。
- 効率的な会議の開催のために、テレビ会議の活用、サブグループ・分科会の設置、複数地域での合同会議の開催を行うことが出来る。

3. 協議会の活動

- 平成25年9月3日の原子力防災会議決定及び平成27年3月5日の3年以内の見直し検討チーム第二次報告に基づき、協議会においては、以下を行う。
 - (1) 協議会では、要支援者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援、原子力事業者に協力を要請する内容等の具体策について、協議、連絡調整等を行う。内閣府政策統括官(原子力防災担当)及び関係省庁は、協議会における協議等を踏まえて、地方公共団体に対し、計画の具体化・充実化に係る支援を行う。
 - (2) 協議会では、避難計画を含む地域の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることの確認を行う。

内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、協議会における確認結果を原子力防災会議・同幹事会に報告し、了承を求める。

- （３）協議会では、道府県が（２）により確認した緊急時対応に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練計画に定める訓練の目的、実施項目、反省点の抽出方法等を協議する。
- （４）協議会では、総合的な訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議し、訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等に共有する。協議会は、上記で共有した課題に関し、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等が行う計画やマニュアルの改善等について、フォローアップを行う。
- （５）（３）に基づき協議会が関わる訓練の準備、実施及び確認は、国際原子力機関（ＩＡＥＡ）のガイダンスを参照して行う。

(別紙 1)

地域原子力防災協議会の設置地域

地域	道府県
泊地域	北海道
東通地域	青森県
女川地域	宮城県
福島地域	福島県
東海第二地域	茨城県
柏崎刈羽地域	新潟県
志賀地域	石川県、富山県
福井エリア地域	福井県、滋賀県、京都府、岐阜県
浜岡地域	静岡県
島根地域	島根県、鳥取県
伊方地域	愛媛県、山口県
玄海地域	佐賀県、長崎県、福岡県
川内地域	鹿児島県

※必要に応じて避難先となる県等にも参加を要請する。

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付 危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事（※）

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にある者とする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

作業部会の基本構成

- 地域の内閣府原子力防災専門官
- 内閣府政策統括官（原子力防災担当）の担当者
- 道府県の担当者（課長級以上） ※議題により出席者の変更可。
- 厚生労働省、国土交通省及び避難等の支援に係る実動省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 原子力規制委員会その他の関係省庁（中央及び地方支分部局等）の担当者
- 関係機関（原子力研究開発機構（JAEA）、放射線医学総合研究所等）

※作業部会の構成員は、上記を基本としつつ、地域ごとの課題や事情に応じて柔軟に設定・変更する。

※市町村の担当者及び電力事業者は、オブザーバーとして作業部会に参加することができることとするが、市町村の課題については道府県担当者が代表する。